

平成30年度

空き家バンク登録支援事業補助金



...ご案内...

空き家の利活用の促進を図るため、市内の空き家の残置物処分やハウスクリーニングを利用し、市の空き家バンクに登録する場合に費用の一部を助成することで、空き家の流通促進を図ります。

出雲市役所縁結び定住課

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp

◆□◆□◆ 助 成 内 容 ◆□◆□◆

助 成 対 象 市内にある一戸建ての空き家所有者

助 成 要 件

- 事業完了後に「いずも空き家バンク」に継続して2年以上登録すること。
(成約した場合は除く)
例>2年経過する前に対象家屋を解体した場合や申請者の都合で空き家バンクの掲載をとりやめた場合は補助金返還
- 対象家屋が住宅用であること(店舗併用は住宅部分のみ対象)
- 助成対象者が市税等滞納していないこと。暴力団員でないこと。

対 象 経 費

- 市内に事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した、市内にある空き家の残置物処分やハウスクリーニングに要する経費で申請年度内に完了すること。
(残置物処分) 空き家の残置物処分及び庭木の剪定や除草等に要する費用
(ハウスクリーニング) 空き家の内部クリーニングに要する費用
- ◇ 助成予定件数：40件(残置物処分20件、ハウスクリーニング20件)
◇ 助 成 金 額：対象経費(2万円以上)の50%で上限5万円

そ の 他

- 残置物処分とハウスクリーニングは重複して補助金交付が可能。ただし、バンク登録が条件のため、年度またいで申請はできません。
- 助成は1物件あたり各1回
- いずれも申請・交付決定後の着工分を対象とする。
- 家財道具等の運搬・処分は、関係法令等を守り適切に対応してください。違法な対応等が確認された場合は、補助金を交付した年度を問わず、補助金を返還していただきます。



◆◎◆◎◆ 問合せ先 ◆◎◆◎◆

出雲市役所縁結び定住課定住促進係

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp